

令和6年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和6年11月13日（水）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 6階 第2委員会室

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 市長からの諮問について（資料1）

4 会議録署名者の指名

5 議題

(1) 令和7年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（資料2）

(2) 令和6年度碧南市国民健康保険税条例特別会計補正予算（案）について（資料3）

6 その他

令和6年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

【敬称略】

委員	氏 名	所 属	備 考
被保険者代表委員	たかまつ よしみ 高松 好美	公募	
	つばもと みきお 鐔本 幹夫	公募	
	おがさわら けいぞう 小笠原 恵三	公募	
	すぎうら たみお 杉浦 民生	中央地区在住	
	たかはし とみお 高橋 富夫	中央地区在住	
療養機関代表委員	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	にれ たかこ 楡 孝子	碧南市医師会	
	ふじうら かずき 藤浦 一喜	碧南市医師会	
	さいとう ひでのぶ 齋藤 英延	碧南歯科医師会	
	いけだ ふみあき 池田 史明	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	はらだ たかし 原田 孝司	あいち中央農協	職務代理
	おだ なおき 小田 直樹	民生委員児童委員協議会	会長
	さかきばら やすひろ 榊原 康廣	老人クラブ連合会	
	かみや まきこ 神谷 満喜子	女性団体連絡協議会	
	にいみ けいたろう 新美 慶太郎	碧南青年会議所	

6 碧 国 第 1 1 6 号

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

碧南市国民健康保険運営協議会

会長 小田 直樹 様

碧南市長 小 池 友 妃 子

碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）

碧南市国民健康保険条例第 2 条の規定により、令和 7 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて、貴協議会の意見を求めます。

令和 7 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 実質単年度収支（決算）

単年度収支－前年度繰越金－基金繰入金－決算補填等目的の法定外繰入金＋基金積立金

単位：円

年度	単年度 収支額	前年度 繰越金	基金繰入金	決算補填等目的 の法定外繰入金	基金 積立金	実質単年度 収支額
R 元	106,821,858	79,013,240	150,419,000	0	710,016	△121,900,366
R2	64,890,089	106,821,858	15,836,000	0	461,581	△57,306,188
R3	103,999,654	64,890,089	260,000,000	0	333,525	△220,556,910
R4	84,948,085	103,999,654	432,000	172,515,000	445	△191,998,124
R5	39,932,842	84,948,085	0	230,640,000	1	△275,655,242

(2) 基金保有額 単位：円

年度	基金保有額
R1	275,471,399
R2	260,096,980
R3	432,505
R4	950
R5	951

(3) 令和 6 年度予算の状況（1 2 月補正後（見込み））

一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金（予定） 199,756 千円

令和 4 年度決算において決算補填等目的の一般会計からの繰入金（解消・削減すべき赤字）があり、発生の翌年度までに解消が見込まれない状況にあったことから、愛知県国民健康保険運営方針における「赤字市町村」と定義された。このため、赤字解消の目標年次を令和 8 年度とした「赤字解消計画」を策定した。

2 国民健康保険の財政運営がひっ迫した主な理由

(1) 国保事業費納付金の激変緩和措置の対象外となったことに伴う納付金の増

平成 30 年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付する一方、市町村は都道府県が決定した国保事業費納付金を納付する仕組みとなった。

ただし、制度改正前の平成 28 年度と比べ、納付金が一定割合以上増加する市町村には、最長令和 5 年度まで激変緩和措置があるが、本市は令和 3 年度以降、激変緩和措置の対象外となったため、納付金が増加している。

なお、令和4年度納付金については、愛知県は積算において一人当たりの納付金が大幅に上昇することを踏まえ市町村と協議した結果、決算剰余金の全額を納付金減算に活用することとなった。このため、令和3年度よりも納付金の額が下がったが、この措置は特例であり、令和5年度、令和6年度は増額となった。

年度	激変緩和前 納付金額 (円)	激変緩和額 (円)	激変緩和後 納付金額 (円)	前年度比 (円)
H30	2,050,589,657	47,893,798	2,002,695,859	—
R元	2,109,569,216	126,608,970	1,982,960,246	△19,735,613 (△0.99%)
R2	2,001,258,401	93,706,150	1,907,552,251	△75,407,995 (△3.8%)
R3	2,038,429,115	0	2,038,429,115	130,876,864 (+6.9%)
R4	2,024,480,816	0	2,024,480,816	△13,948,299 (△0.7%)
R5	2,107,323,920	0	2,107,323,920	82,843,104 (+4.1%)
R6	2,121,828,891	0	2,121,828,891	14,504,971 (+0.7%)

(2) 標準保険料率と本市の税率との乖離拡大

制度改正以降、都道府県は、納付金の額を決定、その額から市町村の標準保険料率を算出し、市町村では、標準保険料率を参考に税率を定めることとなった。

納付金、標準保険料率は上昇傾向にあるが、本市では被保険者の保険税の負担緩和を図るため、基金を活用することで、税率を据え置き、財源不足を補ってきた。その結果、本市の税率は、標準保険料率と大きく乖離したものとなり、令和4年度から税率改正を行っているが、基金も枯渇し、納付金の財源は、まだ不足している。

○税率と令和6年度標準保険料率との乖離による影響額 1億9,578万円

(令和6年度課税データで積算)

区 分		標準保険料率	現行	乖離
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.82 %	6.70 %	1.12 %
	均等割	32,645 円	29,900 円	2,745 円
	平等割	22,119 円	19,700 円	2,419 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.93 %	2.40 %	0.53 %
	均等割	11,953 円	11,400 円	553 円
	平等割	8,099 円	7,500 円	599 円
介護納付金 課税額	所得割	2.42 %	1.90 %	0.52 %
	均等割	12,045 円	10,700 円	1,345 円
	平等割	6,125 円	5,400 円	725 円
合計	所得割	13.17 %	11.00 %	2.17 %
	均等割	56,643 円	52,000 円	4,643 円
	平等割	36,343 円	32,600 円	3,743 円

3 税率改正（案）

(1) 方針

令和3年度国民健康保険運営協議会において、市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和4年度から5か年かけて段階的になくすことと決定された。

(2) 令和7年度税率改正

令和4年度の税率上昇分に前年度の標準保険料率上昇分を加算、下降分は減算する。

区 分		改正案	現行	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.6 %	6.7 %	0.9 %
	均等割	32,200 円	29,900 円	2,300 円
	平等割	22,200 円	19,700 円	2,500 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.7 %	2.4 %	0.3 %
	均等割	11,900 円	11,400 円	500 円
	平等割	8,100 円	7,500 円	600 円
介護納付金 課税額	所得割	2.2 %	1.9 %	0.3 %
	均等割	11,300 円	10,700 円	600 円
	平等割	5,900 円	5,400 円	500 円
合計	所得割	12.5 %	11.0 %	1.5 %
	均等割	55,400 円	52,000 円	3,400 円
	平等割	36,200 円	32,600 円	3,600 円

*介護納付金課税額は、40歳から64歳までの被保険者がいる世帯が対象

【参考】令和6年度税率改正

区 分		改正後	改正前	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	6.7 %	6.0 %	0.7 %
	均等割	29,900 円	26,700 円	3,200 円
	平等割	19,700 円	18,000 円	1,700 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.4 %	2.0 %	0.4 %
	均等割	11,400 円	9,700 円	1,700 円
	平等割	7,500 円	6,600 円	900 円
介護納付金 課税額	所得割	1.9 %	1.8 %	0.1 %
	均等割	10,700 円	10,600 円	100 円
	平等割	5,400 円	5,400 円	0 円
合計	所得割	11.0 %	9.8 %	1.2 %
	均等割	52,000 円	47,000 円	5,000 円
	平等割	32,600 円	30,000 円	2,600 円

4 令和7年度税率改正による影響額

(1) 本市における保険税の影響額

1億3,119万円増（令和6年度賦課限度額を考慮）

(2) 被保険者世帯における影響額

ア モデル世帯

【課税所得140万円、被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

年30,800円増（現行：279,900円）

イ 低所得世帯

【被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

(ア) 7割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得0万円】

年2,900円増（現行：37,600円）

※うち減免対象世帯（下記【参考2】）

年2,100円増（現行：26,400円）

(イ) 5割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得59万円以下】

年13,700円増（現行：127,700円）

(ウ) 2割軽減（均等割額・平等割）世帯 【課税所得109万円以下】

年24,100円増（現行：220,200円）

【参考1】均等割額、平等割額の軽減（令和5年度決算）

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
軽減世帯数	2,137	1,144	1,019	4,300
全世帯（7,742世帯）に占める割合	27.6%	14.8%	13.1%	55.5%

※各軽減基準となる総所得金額は以下に示すとおり。

< 7割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 0 円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

< 5割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 295 千円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

< 2割軽減対象世帯 >

基礎控除 430 千円 + (基準額 545 千円 × 被保険者数) + (100 千円 × 給与所得者数 - 1)

【参考2】本市における低所得世帯減免制度

ア 減免理由 世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が0円の場合

イ 減免額 (均等割額（軽減世帯は軽減後の額） + 平等割額（同）) × 3/10

ウ 実績（令和5年度） 1,103世帯（全世帯に占める割合：14.2%）

令和 6 年度碧南市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

【歳入】		A	B	A+B	補正の説明
科	目	本年度予算 千円	補 正 額 千円	補 正 後 の 額 千円	千円
国民健康保険税	一般分	1,547,908	△ 92,638	1,455,270	収納見込額の減による補正
	退職分	6	0	6	
	小 計	1,547,914	△ 92,638	1,455,276	
国庫支出金	国庫補助金	8,594	0	8,594	
	小 計	8,594	0	8,594	
県支出金	保険給付費等 交付金	4,246,343	△ 6,655	4,239,688	特別調整交付金（市町村分）の交付見込額の減による補正
	小 計	4,246,343	△ 6,655	4,239,688	
財産収入		1	0	1	
繰入金	一般会計繰入金	406,832	29,649	436,481	収納見込額の減等による補正
	保険基盤安定 繰入金	267,519	20,374	287,893	交付見込額の増による補正
	未就学児均等割 保険料繰入金	6,656	0	6,656	
	産前産後期間 保険料繰入金	1,770	0	1,770	
	国民健康保険 事業基金繰入金	0	0	0	
	小 計	682,777	50,023	732,800	
繰越金		20,000	19,932	39,932	前年度繰越金確定に伴う補正
諸収入	加算金等	6,002	0	6,002	
	市預金利子	33	0	33	
	雑入	2,831	0	2,831	
	小 計	8,866	0	8,866	
歳入合計		6,514,495	△ 29,338	6,485,157	

【歳出】		A	B	A+B	
科	目	本年度予算	補正額	補正後の額	補正の説明
		千円	千円	千円	
総務費	一般管理費	102,773	2,008	104,781	・ 人事院勧告等による職員手当の補正 ・ 令和6年10月以降の郵便料金の値上げによる補正
	連合会負担金	588	0	588	
	賦課徴收費	6,237	△ 750	5,487	・ 令和6年10月以降の郵便料金の値上げによる補正 ・ 事業費確定による減の補正
	運営協議会費	319	0	319	
	小計	109,917	1,258	111,175	
保健給付費	一般療養給付費	3,516,459	0	3,516,459	
	退職療養給付費	10	0	10	
	一般療養費	38,125	0	38,125	
	退職療養費	10	0	10	
	審査等手数料	11,916	0	11,916	
	一般高額療養費	545,724	0	545,724	
	退職高額療養費	200	0	200	
	一般高額介護合算	1,180	0	1,180	
	退職高額介護合算	1	0	1	
	一般移送費	50	0	50	
	退職移送費	1	0	1	
	出産育児一時金	29,013	0	29,013	
	葬祭費	4,800	0	4,800	
	傷病手当金	100	0	100	
	小計	4,147,589	0	4,147,589	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,493,390	△ 32,080	1,461,310	令和6年度国保事業費納付金額の確定に伴う補正
	後期高齢者支援金等分	489,766	△ 3,498	486,268	
	介護納付金分	181,268	△ 7,016	174,252	
	小計	2,164,424	△ 42,594	2,121,830	
保健事業費	特定健康診査等事業費	49,845	0	49,845	
	保健事業費	16,718	△ 976	15,742	事業費確定による減の補正
	小計	66,563	△ 976	65,587	
基金積立金		1	0	1	
公債費		1	0	1	
保険税還付金		6,000	0	6,000	
特別調整交付金償還金		0	12,974	12,974	事業実績に伴う交付金の返還等に伴う補正
予備費		20,000	0	20,000	
歳出合計		6,514,495	△ 29,338	6,485,157	

令和6年度碧南市国民健康保険特別会計補正予算（案）補正理由

1 歳入

(1) 国民健康保険税

被保険者数の減少に伴う国保税収納見込額の減のため。

(2) 県支出金

特別調整交付金（市町村分）の交付見込額の減による補正。

(3) 繰入金（一般会計繰入金）

ア 一般会計繰入金

国民健康保険税の収納見込額の減等に伴う一般会計からの繰入額の増額補正。

イ 保険基盤安定繰入金

交付見込額の増による補正。

(4) 繰越金

前年度決算により繰越金が確定したことによる増額補正。

2 歳出

(1) 総務費（一般管理費）

ア 人事院勧告等による職員手当の増額補正。

イ 令和6年10月以降の郵便料金の値上げによる増額補正。

ウ 事業費確定による減額補正。

(2) 国民健康保険事業費納付金

愛知県が提示した令和6年度国保事業費納付金の額が確定したことによる減額補正。

(3) 保健事業費

事業費確定による減額補正。

(4) 特別調整交付金償還金

過年度の保険給付費等交付金の事業実績報告等に基づき発生した償還金を国・県に返還するための増額補正。

